

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年